

中学校・高等学校における進路指導とキャリア教育

－次期「学習指導要領」の記述分析を中心に－

山本 一生

はじめに

周知のように、グローバル化や情報化など近年の社会の急激な変化を踏まえ、2017年3月に次期「学習指導要領」が示された。そこで求められる学力は、既存の知識を効率よく習得する能力から、アクティブ・ラーニングとカリキュラムマネジメントを柱とする思考・判断・表現など知識を活用する能力へと移行し、問題解決能力が重視されている。このように、先行きが不透明な現在において、自ら学ぶ内容を収集し活用するという主体的な態度の育成が求められている。キャリア教育においては、自分の進路を主体的に選択するためには、キャリア形成に必要な情報を自ら収集し活用する力の育成が求められる。こうして、自らのキャリアを主体的に創り出すことが求められることとなる。

こうした社会的風潮を受け、2000年代に入ると多くの大学で大学就職部が「キャリアセンター」と名称変更した。大島真夫によると「学生が自らキャリアを設計できる力を持つことが重要とされ、そうした力を身につけられる指導や支援を行う場としてキャリアセンターが期待された」ためだという¹。もちろん、後述するようにキャリア教育がそのまま学校による就職斡旋、すなわち学校経由の就職だけを意味するわけではない²。

では、中等教育でのキャリア教育は、具体的にどのように行うことが求められているのだろうか。この疑問に答えるためには、「学習指導要領」を分析することが求められるよう。

そこで本稿では、次期「中学校学習指導要領」(2017年3月公示)および、現行「高等学校学習指導要領」(2009年3月告示、2018年3月に次期高等学校学習指導要領が告示予定)を中心に、中学生と高校生に求められるキャリア教育がいかなるものなのかを明らかにすることを目的とする。まず第1章では「キャリア教育」という文言が登場する背景として、「進路指導」との関係を歴史的に明らかにする。続く第2章では中学校のキャリア教育について、1989年版と2008年版、次期「学習指導要領」を比較し、そ

の変化について明らかにする。最後に第3章では高等学校のキャリア教育について、1989年版と現行「学習指導要領」より明らかにする。

第1章・キャリア教育と職業教育

2011年1月に出された中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」によると、「キャリア教育」とは「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義し、特定の活動や指導方法に限定されるものではなく、様々な教育活動を通して実践され、学校教育を構成していくための理念と方向性を示すものとしている³。また「職業教育」は「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」と定義し、生涯学習の観点で踏まえて特定の専門的知識技能の育成だけでなく、多様な職業に対応する基盤としての能力や態度の育成も目指されている⁴。

つまり「キャリア教育」と「職業教育」はイコールではない。「キャリア教育」は社会的職業的自立に向けた基盤の育成を目指し、その中に「職業教育」という具体的な職業に関する教育も含まれる。このように、「キャリア教育」は「基礎的・汎用的能力」の育成が重視される。具体的には①人間関係形成・社会形成力②自己理解・自己管理能力③課題対応能力④キャリアプランニング能力という4点である⁵。これらの能力は独立したのではなく、相互に関連している。そして特に「初等中等教育の学校では、新しい学習指導要領を踏まえて育成されるべきである」とし⁶、次期「中学校学習指導要領」に「基礎的・汎用的能力」の4能力が反映されることを要求している。

それでは、こうした「キャリア教育」における能力の育成を、「学習指導要領」ではどのように規定しているのだろうか。以下では1989年版、2008年版、2017年版を比較し、進路指導に関する規定の変化について分析を行う。

第2章・中学校のキャリア教育

1989年3月に告示された「中学校学習指導要領」では、「総則」第6指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の2(4)で以下のように示されている。

- (4) 生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。

主体的な進路選択を目指し、学校の教育活動全体を通じて進路指導を行うことが求められている。この文言は2008年3月に告示された「中学校学習指導要領」にも引き継がれた。

2017年3月に公示された「中学校学習指導要領」[総則][第4生徒の発達の支援]の1(3)で以下のように示されている。

- (3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

特別活動を中心に、自立に向けての資質能力の育成と主体的な進路選択を目指した進路指導を行うことが求められている。1989年以来引き継がれてきた文言は後半に残り、前半で自立に向けての資質能力を身に付けるキャリア教育を、特別活動を要に行うことが新たに盛り込まれている。このように、進路指導と特別活動との関係を明確にしたことが特徴である。

では、その特別活動についての記述は、どのように変化したのだろうか。1989年版の「第4章特別活動」[第2内容][A学級活動]で、以下のように示されている。

- (3) 将来の生き方と進路の適切な選択に関すること。
進路適性の吟味、進路情報の理解と活用、望ましい職業観の形成、将来の生活の設計、適切な進路の選択など。

このように、進路指導として扱うべき内容が5点例示されるに留まっている。2008年版の「第5章特別活動」[第2各活動・学校行事の目標及び内容][学級活動]では、以下のように示されている。

- (3) 学業と進路
- ア. 学ぶことと働くことの意義の理解
 - イ. 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用
 - ウ. 進路適性の吟味と進路情報の活用
 - エ. 望ましい勤労観・職業観の形成
 - オ. 主体的な進路の選択と将来設計

1989年版で挙げられた5点が整理し直されている。特に学校図書館の利用や主体的な進路選択が盛り込まれていることが注目される。

では、次期「学習指導要領」においてどのように示されているのだろうか。「第5章 特別活動」「第2各活動・学校行事の目標及び内容」[学級活動][2内容][3] 一人一人のキャリア形成と自己実現」では、以下のように示されている。

ア. 社会生活、職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用

現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習する場としての学校図書館等を活用したりしながら、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立て、振り返ること。

イ. 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成

社会の一員としての自覚や責任を持ち、社会生活を営む上で必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献することについて考えて行動すること。

ウ. 主体的な進路の選択と将来設計

目標をもって、生き方や進路に関する適切な情報を収集・整理し、自己の個性や興味・関心と照らして考えること。

項目が3点に整理し直され、内容が具体的に記されている。2008年版と比較すると、主体的な進路選択は引き継がれつつ、「社会参画意識の醸成」のように、社会における関わりが追加されている。

以上により、次期「中学校学習指導要領」でのキャリア教育は、特別活動を中心に各教科などの領域を含めて横断的な指導が求められており、さらに主体的な進路選択による就業意識の育成が求められていると言えよう。

第3章・高等学校のキャリア教育

「高等学校学習指導要領」の改訂は2018年3月に予定されているため、本章では主に1989年版と2009年版を比較する。1989年版の「第1章総則」「第1款 教育課程編成の一般方針」で以下のように示されている。

- (4) 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、勤労や奉仕にかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、働くことや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や奉仕の精神の涵養に資するものとする。

2009年版の「第1章総則」「第1款教育課程編成の一般方針」で以下のように示されている。

- (4) 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

1989年版での「勤労や奉仕」という文言が「就業やボランティア」へ、「働くこと」が「勤労の尊さ」へ、「奉仕」が「社会奉仕」へと置き換えられている。「ボランティア」が新たな文言として追加されたほかは、文言の配置を換えることに留まっている。しかし、いづれにせよ特定の職業に従事する教育ではないことには変わりはない。

1989年版の「第6款指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」では以下のようにある。

- (4) 生徒が自らの在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。

2009年版の「第5款教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」では以下のようにある。

- (4) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。

前半の文言は全く同一だが、2009年版では最後に「キャリア教育を推進すること」という文言が追加されている。このように、進路指導とキャリア教育を分け、前者を行うことで後者が推進されるという認識が示されている。

キャリア教育に関連が深い内容と目標は「総合的な学習の時間」がある。これは1989年版にはない科目であるため、2009年版のみを分析する。「第1目標」には以下のようにある。

- 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

このように、「総合的な学習の時間」の要素として、①横断的・総合的な学習である②問題解決能力を育成する③学び方や考え方を身に付ける④主体的・創造的・協同的に取り組む⑤自己のあり方や生き方を考える、が挙げられる。取り扱う内容としては、以下のようにある。

- (3) 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

「総合的な学習の時間」では体験活動と探求型学習という「基礎的・汎用的能力」の育成が目指されている。こうして、既存の知識を効率よく習得する能力から、問題解決に取り組む資質能力の育成が求められていることが分かる。次期「高等学校学習指導要領」においても、この点は継承されると思われる。

おわりに

2011年1月の中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」では、「キャリア教育」とは「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義し、具体的な職業に従事するための「職業教育」はその中に含まれた。つまり「キャリア教育」では「基礎的・汎用的能力」の育成が重視されている。

それでは、「学習指導要領」において「キャリア教育」の実施はどのように規定されているのか。次期「中学校学習指導要領」でのキャリア教育は、特別活動を中心に各教科などの領域を含めて横断的な指導が求められており、さらに主体的な進路選択による就業意識の育成が求められている。2009年版「高等学校学習指導要領」「第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」において、1989年版にはなかった「キャリア教育を推進すること」という文言が追加されている。このように、進路指導とキャリア教育を分け、前者を行うことで後者が推進されるという認識が示されている。

以上のことから、「基礎的・汎用的能力」の育成を重視する「キャリア教育」が次期「中学校学習指導要領」および2009年版の現行「高等学校学習指導要領」に反映されていることが明らかとなった。

参考文献

中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23年1月)

「中学校学習指導要領」(平成元年3月)

「高等学校学習指導要領」(平成元年3月)

「中学校学習指導要領」(平成20年3月)

「高等学校学習指導要領」(平成21年3月)

「中学校学習指導要領」(平成29年3月)

『生徒指導・進路指導論』(一藝社、2015年)

-
- 1 大島真夫『大学就職部にできること』（勁草書房、2012年）p.203。
 - 2 「学校経由の就職」は、教育社会学では「学校から職業へのトランジション」を対象とする研究がなされてきた。荻谷剛彦を始め多くの高卒就職研究がなされてきた。一方で大島前掲書は大卒就職を研究対象とし、大学就職部は大学生の就職活動に斡旋機関として「企業の選抜」を行っているが学生の選抜は行わず、学生にとってセーフティネットとしての役割を果たしていることを明らかにしている。
 - 3 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」p.17。
 - 4 同上、p.18。
 - 5 同上、p.25。
 - 6 同上、p.25。